

能登町防災備蓄計画

《改定》

令和3年3月

能 登 町

能登町防災備蓄計画 目次

第1章 計画策定の目的	1
第2章 備蓄の基本的な考え方	2
2-1 基本的な考え方	3
(1) 町民・自主防災組織・事業所等による備蓄の推進	3
(2) 協定による流通備蓄	3
(3) 公的備蓄	3
第3章 町民・自主防災組織・事業所等による備蓄の推進	2
3-1 町民による備蓄	3
3-2 自主防災組織による備蓄	3
3-3 事業所等による備蓄	3
第4章 協定による流通備蓄	3
第5章 公的備蓄	3
5-1 対象者	3
(1) 地震で想定される被害	3
(2) 津波で想定される被害	3
(3) 備蓄物資支給対象者	4
5-2 備蓄品の選び方	5
5-3 目標数	10
(1) 食糧及び飲料水	10
(2) 生活必需品	11
(3) 資機材	12
(4) 備蓄物資の整備	15
第6章 備蓄物資配備計画	20
6-1 基本的な考え方	20
(1) 集中備蓄拠点	20
(2) 分散備蓄拠点	20
6-2 備蓄物資配備計画	21
(1) 備蓄物資配分の考え方	21
(2) 備蓄物資配備計画	22
第7章 備蓄物資購入計画	22

第1章 計画策定の目的

地震災害等の発生時には、住民自身による自助を基本としつつも、自助による物資の調達に限界がある場合には、地方公共団体が物資を調達し、緊急物資として住民に供給することになる。

平成23年に発生した東日本大震災では、被災が広域となり、道路等の被災、車両の燃料不足等により物流機能が大幅に低下したことにより、被災地への防災資機材、食料や生活物資の供給が停滞し、また、物資を備蓄していた倉庫が津波の被害に遭うなどの課題が浮き彫りとなった。

本計画は、この教訓をいかすべく、備蓄及び調達に関する考え方を整理するとともに備蓄場所を点検し、計画的に備蓄品を適正配備することを目的として備蓄計画を策定するものである。

◆◆見直しの背景◆◆

町における防災備蓄（以下「公的備蓄」という。）においては、本計画策定から計画的に学校等の備蓄倉庫で分散備蓄するとともに、自主防災組織に対し防災資機材の整備を支援するなど、防災力の向上に努めてきた。

本計画策定後8年余りが経過し、本町における人口動態及び指定避難所等が変化していることや、平成28年4月に発生した熊本地震等において避難者の健康やプライバシー等を守ることが課題となり、避難所の質の向上を目指した運営が求められるようになった。また、令和2年6月には新型コロナウイルス感染症の影響で、避難所における感染症の拡大を防止するため、マスクやビニール手袋、消毒液、体温計の設置など、衛生対策の徹底が必要となったことなど、社会情勢や避難所開設・運営の在り方も変化している。

このようなことから、災害対策基本法、能登町地域防災計画、能登町避難所開設マニュアル等に基づき、今後の防災における備蓄の基本的な方針、備蓄品目及び備蓄数量等の見直しを行い、本計画を改定した。

なお、今後は5年ごとに本計画を見直し、新たな課題が生じた場合には、その都度検討を加え修正する。

第2章 備蓄の基本的な考え方

災害時には、道路の寸断や情報の途絶、ライフラインの機能不全等から、被災地域内の物流・流通機能等が停止し、被災地外から孤立した状態が続くことが懸念される。

そのため、災害発生から被災地外からの支援活動が本格化するまでの間は、被災地の地域内の備蓄物資及び地域内からの調達物資で避難生活を賄う必要がある。自助・共助の考え方に基づき住民、事業所においては、日頃から、被災直後に必要な物資を備えておくことが必要である。

避難生活に必要な物資は、基本的に自助・共助の考え方に基づいて確保されるものとするが、震災時には、家屋の倒壊、焼失等により、多数の避難者、負傷者の発生が予想されるため、公助の考え方に基づき、災害発生に備えた補完的な備蓄として、食料、生活必需品及び災害応急対策に必要な資機材を備蓄する。

2-1 基本的な考え方

町では、備蓄に対する基本的な考え方を以下のように取りまとめ、この基本的な考え方に従って備蓄していくこととする。

(1) 町民・自主防災組織・事業所等による備蓄の推進

「自らの身の安全は自らが守る」ことが防災の基本であり、町民・事業所においては、3日分の食糧等に加え、日用品をある程度買い置きしておくことを推進する。

また、「自らの地域はみんなで守る」という共助の立場から自治会等を単位として組織する自主防災組織に対しては補助金を交付し、適切な品目を備蓄するよう促す。

(2) 協定による流通備蓄

災害時に備えて、民間事業者及び他自治体等と事前に協定を締結し、災害時に必要な物資（以下、「流通備蓄」という。）を速やかに調達できる体制を整え、避難所等へ配分することとする。

(3) 公的備蓄

大災害や局地的な災害時に備えて、常に必要な物資を避難所等に配備、配送できる環境を確保する。

第3章 町民・自主防災組織・事業所等による備蓄

3-1 町民による備蓄

町では、町民による家庭内備蓄（以下、「町民備蓄」という。）を推進しており、より一層の町民備蓄の向上を目指して、積極的に広報や啓発を進めていくこととする。

★ ローリングストック法

町民備蓄では、普段から購入している食糧や飲料水等を計画的に使用し、使用した分だけ新たに買い足すという方法で、最低3日分の備蓄を行う。

★ 災害時に生活するために必要と考えられる物資については、リュックサック等にまとめて、すぐに持ち出せるように備えておく。

★ 各家庭や地域で普段使用している様々な備品・資機材は、避難所で有効活用する。（例：鍋、釜、バケツ、カセットコンロ、アウトドア用品、発電機、テントなど）

家庭での備蓄品 (例)	<ul style="list-style-type: none">・ 3日分の食糧・飲料水 (米、アルファ米、インスタント麺、缶詰、レトルト食品、乾麺等)・ 毛布、寝袋・ トイレットペーパー、ティッシュペーパー・ 燃料（卓上コンロ、ガスボンベ、ろうそく等）・ 予備のメガネ、補聴器・ 衛生用品（マスク、消毒液、ウェットティッシュ等） など
非常時の持出品 (例)	<ul style="list-style-type: none">・ 非常食（缶詰、お菓子、栄養補助食品、保存食等）、飲料水・ 貴重品（通帳、印鑑、キャッシュカード、保険証、運転免許証等）・ 懐中電灯、携帯ラジオ、携帯電話の充電器・ 救急医薬品、常備薬、お薬手帳・ ヘルメット、軍手、ライター、ハサミ、万能ナイフ・ 防寒用品、衣類（下着等）・ 携帯トイレ、衛生用品 など

3-2 自主防災組織による備蓄

自主防災組織については、災害時に情報収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導、給食・給水等の活動を行う。

これらの活動については、町が交付する「能登町自主防災組織育成事業補助金（自主防災組織設立補助事業）」等を活用し、備蓄に努めるよう促す。

3-3 事業所等による備蓄

事業所等においても、町民備蓄と同様に事業所内において、防災の原則に基づき、従業員等3日分の食糧や飲料水等の備蓄を促す。

また、集客施設においては従業員や利用者等の一斉帰宅を抑制するため、一定期間施設内に滞在できるように、必要な物資等の備蓄を推進する。

その他、施設の管理者は、管理する施設の耐震性・耐火性の強化や施設内収容物の転落・落下防止対策に取り組み、地震が発生した場合に応急措置を迅速かつ的確に講じることができるように資機材を備蓄し、従業員等の安全確保に努めなければならない。

第4章 協定による流通備蓄

町では、町民による企業や自治体等と事前に協定を締結し、流通備蓄を速やかに調達できる体制を整備している。

流通備蓄に関する協定先については、食糧、飲料水、生活必需品、燃料等の物資の調達について、町内外の業者と協定を締結している他、災害時等における対策全般において様々な業種の企業や団体等と協力協定を締結している。

また、災害時応援協定については、災害の状況、規模に応じた迅速な応援が期待できることから、姉妹都市である千葉県流山市、長野県上水内郡信濃町と自治体協定を締結している。

令和2年12月現在の災害に関する協定の締結状況は次のとおりである。

◆災害に関する協定の締結一覧（締結順）

協定名称	協定先	主な内容
災害時の応援に関する協定	千葉県流山市	災害時における相互の応援
災害時等における応急対策工事に関する協定書	能登町建設業協会	災害時における応急対策工事の協力

協定名称	協定先	主な内容
災害時における応急対策活動に関する協力協定書	(一財) 北陸電気保安協会	災害時における応急対策活動の協力
災害時等における応急対策活動に関する協力協定書	石川県電気工事工業組合	災害時における応急対策工事の協力
災害時等における応急対策活動に関する協定書	能登町管工事協同組合	災害時における応急対策工事の協力
災害時における飲料水の供給に関する協定	サントリーフーズ (株) サントリービバレッジサービス (株)	飲料水等の供給
災害時における飲料水の供給に関する協定	北陸コカ・コーラボトリング (株)	飲料水等の供給
災害時における緊急用燃料の供給に関する協定書	(社) 石川県エルピーガス協会 鳳輪支部長	取扱物資の供給
災害時の医療救護に関する協定	(社) 能登北部医師会	災害時における医療救護の協力
災害時における災害救助犬の出動に関する協定書	(特非) 石川県救助犬協会連合会	災害時における災害救助犬の出動
災害時における支援協力に関する協定	生活協同組合 コープいしかわ	災害時における物資の供給
災害時における支援協力に関する協定	ユーエスカートン (株)	災害時における物資の供給
警察署使用不能時における施設使用に関する協定	珠洲警察署長	代替施設としての使用
災害時における応急対策業に関する協定書	(公社) 日本下水道管路管理業協会	災害時における応急対策工事の協力
災害時における物資供給に関する協定書	NPO 法人 コメリ災害対策センター	取扱物資の供給
能登町と能登町内郵便局の協力に関する協定書	日本郵便 (株) 珠洲郵便局長 外 管内 9 郵便局長	情報提供の協力
安全・安心な町づくりの推進に関する協定書	珠洲警察署長	安全・安心な町づくりの推進
災害時における避難所の設置運営に関する協定書	石川県立能登高等学校	災害時における避難所開設の協力
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー (株)	災害に係る情報の発信

協定名称	協定先	主な内容
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	(福) 石川県社会福祉事業団	災害時要配慮者への避難援護
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	(医) 持木会	災害時要配慮者への避難援護
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	(福) 清祥会	災害時要配慮者への避難援護
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	(福) 長寿会	災害時要配慮者への避難援護
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	(福) 佛子園 日本海倶楽部	災害時要配慮者への避難援護
災害発生時における避難所の設置運営に関する協定書	石川県知事 【石川県立能登産業技術専門校】	災害時における避難所開設の協力
災害発生時における避難所の設置運営に関する協定書	(一財)石川県県民ふれあい公社 【能登勤労者プラザ体育館】	災害時における避難所開設の協力
県総合防災情報システムに係る協定	石川県知事	災害情報の共有
災害時の応援に関する協定書	長野県上水内郡信濃町	災害時における相互の応援

第5章 公的備蓄

この項目では、公的備蓄の品目、目標数の算出、令和7年度までの整備状況について記述する。

また、公的備蓄品の計画にあたっては、東日本大震災の経験から、道路の寸断等により物流が機能せず発災後3日間は被災地外からの支援が得られないことが考えられるため、発災後3日間においては流通備蓄、他自治体等の応援を含む救援物資はないものと想定し、公的備蓄品を整備することとする。

5-1 対象者

本計画では、地域防災計画及び次の災害等で想定されている避難者数の予測に基づいた備蓄物資支給対象者に対し、3日間の食糧等を備蓄する。

(1) 地震で想定される被害

石川県では、平成7～9年度にかけて県内で大きな地震が発生した場合を想定した「地震被害想定調査」を実施しており、能登町における地震被害の予想は「表1」に示すとおりであり、邑知潟の地震において146人、能登半島北部沖の地震において134人の避難者が想定されている。

表1 能登町の地震被害予想

区 分	建物全壊		炎上 出火 件数	延 焼 棟 数	死 者 数	負 傷 者 数	要 救 出 者 数	避 難 者 数	上水道配水管	
	棟	率 (%)							被害 個所	被害 個所 (Km)
邑知潟の地震	2	0.0	0	0	12	22	2	146	323	3.2
能登半島北方沖 の地震	1	0.0	0	0	1	10	2	134	292	3.6

出典：能登町地域防災計画 地震災害対策編 第1章 総則

(2) 津波で想定される被害

石川県では、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成23年度に、海域における最新の活断層調査結果をもとに4つの波源を設定し、それら4つの波源の津波シミュレーションを実施している。

その結果は、「表2」に示すとおりであり、能登町において最も被害が予想されたのは能登半島東方沖の波源で、浸水域内人口は8,400人と推計されている。

表2 能登町の津波被害予想

波 源	海岸付近の 最大津波高(平均)	浸水面積	浸水域内 推計人口
日本海東縁部	1.7 m	1.07 km ²	4,100 人
能登半島東方沖	5.1 m	3.46 km ²	8,400 人
能登半島北方沖	2.7 m	2.30 km ²	5,600 人
石川県西方沖	1.0 m	0.47 km ²	2,500 人

出典：平成23年度石川県津波浸水想定調査

(3) 備蓄物資支給対象者

石川県が実施している被害想定によると、能登町においては津波による被害が最も大きく推計されている。

しかしながら、浸水深によって、建物被害の程度は異なり、浸水域内の住民全てが避難生活を余儀なくされるものではない。

このため、本計画では最も被害が想定されている能登半島東方沖の波源による津波の浸水域内人口8,400人の半数にあたる4,200人を備蓄物資支給対象者と想定する。

備蓄物資支給対象者	4,200 人
-----------	---------

5-2 備蓄品目の選び方

災害時要配慮者や女性に配慮して、主に以下の考え方で品目を選定するものとする。

- ・食糧及び飲料水

調理不要食、アレルギー対応食、災害時要配慮者対応食、飲料水等

- ・生活必需品

毛布、簡易トイレ、衛生用品等

- ・資機材

避難所運営及び救出・応急救護等に係るもの又は自助・共助で備蓄することが困難なもののうち発災後3日以内に必要な資機材（医薬品等を含む）

また、積雪期を想定した資機材や防寒用品等

《参考》能登町地域防災計画 地震災害対策編 第2章 地震災害予防計画 抜粋

第15節 食料及び生活必需品等の確保

3 食料及び生活物資の確保

町は、地震被害想定等を参考として、非常食の備蓄を図る。

また、備蓄を行うにあたって、大規模な地震災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、要配慮者向けの粉ミルクや柔らかい食品の備蓄、洋式仮設トイレなどの避難所生活に必要な物資が適時・適切に配備されるよう、要配慮者に対する備蓄物資を拡充する。

さらに、非常食の備蓄を補完するとともに、栄養や食事形態など要配慮者に配慮した、避難者に必要とされる食料等の調達方法を具体的に検討し、スーパー等関係業界と協定を締結するなど、震災発生時に迅速かつ適切に対処できるようそれらの供給体制を整備する。

第16節 積雪・寒冷対策

4 寒冷対策の推進

(1) 避難所対策

町は避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボート等）の備蓄を図る。また、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、発電機等の備蓄を図る。

(2) 被災者及び避難者対策

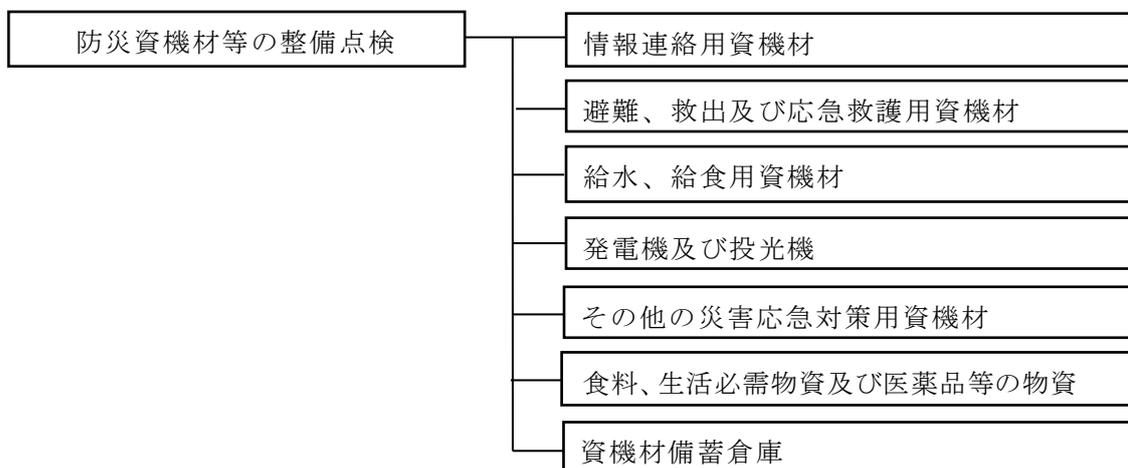
町は被災者及び避難者に対する防寒用品の整備、備蓄に努める。また、応急住宅は、積雪のため早期着工が困難となることや避難生活が長期化することが予想されることから、被災者、避難者の生活確保のための長期対策を検討する。

第20節 防災資機材等の整備点検

1 基本方針

災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、町は、それぞれの実情に応じて必要な防災資機材の整備及び物資の備蓄を図る。

【体系】



2 情報連絡用資機材

町は災害時等における住民への情報連絡のため、車載型拡声装置及びハンドマイク等の整備を図る。

3 避難、救出及び応急救護用資機材

町及び消防機関は、避難障害物除去、被災者の救出及び傷病者の応急救護のため、チェーンソー、エンジンカッター、可動式ウインチ、チェンブロック、救命ロープ、救急医療セット、担架及びテント等の整備を図る。

4 給水、給食用資機材

町は断水世帯への給水、被災者等への給食のための食器、応急給水タンク及び炊き出し用具等の整備を図る。

5 発電機及び投光機

町は、災害現地等における応急活動を円滑にするため、可搬型発電機及び投光機の整備を図る。

6 その他の災害応急対策用資機材

町は、その実情に応じて必要とするその他の災害応急用資機材の整備増強を図る。

7 食料、生活必需物資及び医薬品等の物資

町は食料、生活必需物資及び医薬品等の物資について、業者等との供給協定等を行い調達体制の確立を図るほか、必要に応じてこれらの物資の備蓄を図る。なお、町は地域住民に少なくとも3日分程度の備蓄を指導する。

8 資機材備蓄倉庫

町は、防災資機材及び物資の適正管理を図るため、必要に応じて資機材備蓄倉庫の整備を図る。

5-3 目標数

備蓄物資支給対象者と備蓄品目を踏まえて、具体的な備蓄品目とその目標数を算出した。目標数算出に用いた人口割合は「表3」のとおりである。

表3 目標数算出に用いた人口割合

年齢区分	人口	人口割合
全年齢	16,541人	100.00%
3歳～74歳	11,941人	72.19%
75歳以上	4,366人	26.40%
0歳	58人	0.35%
1・2歳	126人	0.76%
3歳	50人	0.30%
10歳～55歳の女性	2,682人	16.21%
要介護3以上	523人	3.16%

人口：令和2年12月1日時点の能登町年齢別人口統計表

(1) 食糧及び飲料水

品目	対象	算定式	目標数
アルファ化米 クラッカー	3歳～74歳	$4,200 \text{人} \times 72.19\% \times 3 \text{食} \times 3 \text{日}$	27,288食
お粥	1・2歳 75歳以上	$4,200 \text{人} \times 27.16\% \times 3 \text{食} \times 3 \text{日}$	10,266食
粉ミルク ※1	0歳の60%	$4,200 \text{人} \times 0.35\% \times 60\% \times 5 \text{食} \times 3 \text{日} \times 2/3$	88食 (2,376g)
液体ミルク ※2	0歳の60%	$4,200 \text{人} \times 0.35\% \times 60\% \times 5 \text{食} \times 3 \text{日} \times 1/3$	44食 (44本)
飲料水 ※3	全員	$4,200 \text{人} \times 100\% \times 3\text{L} \times 1 \text{日}$	12,600L (6,300本/2L)

※1 厚生労働省より授乳方法の割合は母乳のみが40%、哺乳瓶使用が60%と示されている。

粉ミルクは、1食あたり調乳量200ml（粉換算27g）を基準とする。

※2 液体ミルクは、1食あたり1本（内容量125ml）を基準とする。

※3 飲料水については、町内48配水池の総配水池容量の約7割である貯水量7,000m³が常に確保されており、この貯水量は全町民の140日分の備蓄量に相当するため、1日分のみの備蓄とする。

(2) 生活必需品

品目	対象	算定式	目標数
毛布	全員	4,200人×50% ※4	2,100枚
防災マット エアーマット	毛布使用者の 63.2%(指定避難所 のうち体育館のみ)	2,100枚×63.2%	1,327枚
防災用寝袋 ブランケット	毛布以外の 避難者	2,100人×36.8%×50% ※5	386枚
生理用品	10歳～55歳女性 の25%	4,200人×16.21%×25%×8枚 ×3日	4,085枚
哺乳瓶	0歳	4,200人×0.35%	15個
紙おむつ (乳幼児用)	0歳～3歳	1日8回交換 4,200人×1.41%×8枚×3日	1,421枚
紙おむつ (大人用)	要介護3以上	1日6回交換 4,200人×3.16%×6枚×3日	2,389枚
簡易トイレ	紙おむつ 非利用者	1広域避難所に3個(男1・女2) 広域避難所(13)×3個	39個
携帯トイレ ※6	紙おむつ 非利用者	4,200人×95.43%×5%×5回 ×3日	3,006個
トイレットペーパー ※7	トイレ利用者	4,200人×3.3ロール÷30日×3日	1,386ロール
フェイスマスク (不織布使捨)	全員	4,200人×3日 【ウイルス対策】	12,600枚
ペーパー歯磨き	全員	4,200人×3回×3日 【ウイルス対策】	37,800個
ウェットティッシュ (Lサイズ'30枚入/個)	全員	42指定避難所×10個 【ウイルス対策】	420個

※4 阪神・淡路大震災時における毛布の持参率は40%であった。(上川地域防災備蓄整備指針より) 結果、備蓄物資支給対象者の60%が必要となるが、東日本大震災で被災した石巻市では約80%の避難者が非常用持出品を持参している。(石巻市備蓄計画より) これらのことを考慮し、本町においては、避難者の非常用持出品持参率を50%と想定した。

※5 車中及びテント避難者を想定し、体育館指定避難所以外の50%を想定した。

※6 避難所に設置されているトイレが使用できない場合を想定しており、組立トイレ、簡易トイレで不足する場合に携帯トイレを使用する。(紙おむつ非利用者の5%とし、1日5回/人を想定)

※7 トイレットペーパーは60m巻きシングルとする。(1ヶ月の使用量3.3ロール/人を想定)

(3) 資機材

品 目	算定式	目標数
間仕切り (組立式) ※8	広域避難所(13)×3セット	39セット
パーティション	広域避難所(13)×3セット	39セット
簡易テント (室内用)	広域避難所(13)×2セット	26セット
屋外用テント ※9	災害対策本部用×2張	2張
組立トイレ (洋式) ※10	広域避難所(13)×2基	26基
組立トイレ (男子用) ※10	広域避難所(13)×1基	13基
石油ストーブ ※11	広域避難所(13)×2台	26台
発電機 ※11	広域避難所(13)×1台	13台
ガソリン携行缶 (20ℓ) ※11	発電機×1缶	13缶
ガソリン缶詰 (10) ※11	発電機×20	26ℓ
灯油缶詰 (10) ※11	石油ストーブ×40	104ℓ
コードリール (20mドラム)	広域避難所 (13) ×2個	26個
折畳式リヤカー	広域避難所 (13) ×1台	13台
担架	広域避難所 (13) ×1台	13台
投光器	発電機×2器	26器

品 目	算定式	目標数
車椅子	広域避難所（13）×1台	13台
簡易スロープ	車椅子×1基	13基
ラジオ （手回し充電）	広域避難所（13）×3個	39個
トランシーバー	広域避難所（13）×3台 ※携帯電話使用不可の場合（スタッフ用）	39台
放射線量計	町防災備蓄倉庫に3台	3台
救急箱 （救急セット）	指定避難所（42）×1セット	42セット
上腕式血圧計	広域避難所（13）×1個	13個
ランタン	広域避難所（13）×2個	26個
懐中電灯	広域避難所（13）×2個	26個
カセットコンロ（1口）	広域避難所（13）×2台	26台
I Hコンロ（1口）	広域避難所（13）×1台	13台
カセットガスボンベ （250g/缶）	カセットコンロ×4缶	104缶
電気ポット（3ℓ）	広域避難所（13）×1個	13個
ハンドマイク	広域避難所（13）×1個	13個
水中ポンプ	町防災備蓄倉庫に2台	3台
オイル吸着マット （100枚入/箱）	町防災備蓄倉庫に5箱 ※油吸着（吸収量約500g/枚）	5箱

品 目	算定式	目標数
やかん (20)	広域避難所 (13) × 1 個	13 個
土のう袋	町防災備蓄倉庫に保管 ※劣化により 5 年に 1 度買い替える	500 袋
給水袋 (100用)	町防災備蓄倉庫に保管 4,200 人 × 45.2% ※12	1,898 袋
非接触型体温計	指定避難所 (42) × 2 個 【ウイルス対策】	84 個
災害救助工具 ※13	町防災備蓄倉庫に保管	1 式

※8 着替えや授乳時等、避難所において最低限のプライバシーを確保するため、間仕切り、パーティション、簡易テントなどを備蓄する。

※9 屋外用テントについては、広域避難所（小中学校等）に常設してあるテント（集会テント）及び町所有イベント用テント（ロイヤルテント）を活用する。

※10 避難所に設置されているトイレが使用できない場合を想定しており、「石川県避難所運営マニュアル策定指針（平成 18 年 3 月）石川県環境安全部消防防災課」では、仮設トイレ配置の目安は 100 人に 1 基の割合となっている。このことから、本町では 42 基の配置が目安となるが、紙おむつ利用者や簡易トイレ、携帯トイレ等の使用を考慮し、広域避難所に組立式の洋式トイレを 2 基、男子トイレを 1 基配置することを想定する。

※11 寒冷対策として、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、電力供給が遮断された場合における暖房設備等の電源確保のため、発電機等の備蓄を図る。

※12 給水袋の供給数を世帯数分と想定する。（7,477 世帯 ÷ 16,541 人 = 45.2%）

※13 避難、救出及び応急救護用資機材として、チェンソー、エンジンカッター、可動式ウインチ、チェンブロック、パール、ハンマーなどの災害救助工具の備蓄を図る。

(4) 備蓄物資の整備

食糧等、生命に直接関わるものから優先的に整備することとし、財政負担を少なく管理の負担を低減するよう努め、かつ、効率的な備蓄に努めることとする。このため今後の整備にあたっては循環備蓄（※14）の考え方を取り入れていく。その際、一部の備蓄物資には保存期限があるため、定期的に更新する必要があり、期限間近の物資については、町や地域の防災訓練等に活用することとする。

また、災害時における発電機や災害対応車両等の燃料については、協定先からの支援のみならず、町で備蓄できる施設の設置等について検討していく。

その他、防災備蓄品については、備蓄目標に沿って令和7年度までに以下の備蓄率を達成するように努めるが、社会情勢や備蓄ニーズの変化により適宜見直すこととする。

備蓄率	$\text{備蓄数} \div \text{目標数} \times 100$
-----	-----------------------------------------

※14 災害時に活用できる在庫や日用品を循環させながら備蓄するという意味で、日常的に消費する品目を多めに備蓄し、定期的に消費しながら補充する備蓄方法。

ア 食糧及び飲料水

アルファ化米、お粥、飲料水については、5年間の賞味期限を有するもので、4年目・5年目の年度内において、町及び地域の防災訓練や講習会等で使用する。粉ミルクや液体ミルクについては、1年6ヶ月間の賞味期限を有するもので1年経過したものについては、関係部局等に提供使用する。

品 目	令和元年度末		令和7年度末	
	数量	備蓄率(%)	数量	備蓄率(%)
アルファ化米 クラッカー	7,350 食	26.93%	8,000 食	29.32%
お粥	4,350 食	42.37%	3,000 食	29.22%
粉ミルク ※15	3 缶 (1,050g)	42.86%	7 缶 (2,376g)	100.00%
液体ミルク	0 食 (0 本)	0.00%	44 食 (44 本)	100.00%
飲料水	12,336 L (6,168 本/2L)	97.90%	6,300 L (3,150 本/2L)	50.00%

※15 粉ミルクは350g/缶として備蓄する。

イ 生活必需品

生活必需品の備蓄品目は、個別対応が必要となる年代等を考慮し設定した。
また、避難所におけるウイルス対策を想定した備蓄を推進する。

品 目	令和元年度末		令和7年度末	
	数量	備蓄率(%)	数量	備蓄率(%)
毛布	1,670 枚	79.52%	1,670 枚	79.52%
防災マット エアーマット	27 枚	2.03%	50 枚	3.77%
防災用寝袋 ブランケット	0 枚	0.00%	10 枚	2.59%
生理用品	1,120 枚 (28 枚入:40 袋)	27.42%	1,400 枚 (28 枚入:40 袋)	34.27%
哺乳瓶	30 個	200.00%	30 個	200.00%
紙おむつ (乳幼児用)	5,046 枚 (58 枚入:87 袋)	355.10%	5,046 枚 (58 枚入:87 袋)	355.10%
紙おむつ (大人用)	306 枚 (18 枚入:17 袋)	12.81%	720 枚 (18 枚入:17 袋)	30.14%
簡易トイレ	12 個	30.77%	12 個	30.77%
携帯トイレ	0 個	0.00%	1,000 個	33.27%
トイレトペーパー	0 ロール	0.00%	416 ロール	30.01%
フェイスマスク (不織布使捨)	10,000 枚 (200 箱)	79.37%	10,000 枚 (200 箱)	79.37%
ペーパー歯磨き	3,000 個 (1,500 個入:2 箱)	7.94%	3,000 個 (1,500 個入:2 箱)	19.84%
ウェットティッシュ (Lサイズ:30 枚入/個)	300 個	71.43%	300 個	71.43%

ウ 資機材

避難所運営資機材・救助資機材については、生命に関わる食糧・飲料水、生活必需品を優先とするため、一部の品目で令和元年度末と整備状況は変わらない状況とした。

ただし、ウイルス対策資機材、寒冷及び停電対策資機材については食糧等と同様に優先的に備蓄する。

また、新たに避難、救出及び応急救護用資機材として工具一式を随時整備することとした。

品 目	令和元年度末		令和 7 年度末	
	数量	備蓄率(%)	数量	備蓄率(%)
間仕切り (組立式)	32 セット	82.05%	32 セット	82.05%
パーティション	0 セット	0.00%	15 セット	38.46%
簡易テント (室内用)	10 セット	38.46%	26 セット	100.00%
屋外用テント	2 張	100.00%	2 張	100.00%
組立トイレ (洋式)	21 基	80.77%	21 基	80.77%
組立トイレ (男子用)	6 基	46.15%	6 基	46.15%
石油ストーブ	26 台	100.00%	26 台	100.00%
発電機	4 台	30.77%	5 台	38.46%
ガソリン携行缶 (20ℓ)	0 缶	0.00%	5 缶	38.46%
ガソリン缶詰 (1ℓ)	26 ℓ	100.00%	26 ℓ	100.00%
灯油缶詰 (1ℓ)	96 ℓ	92.31%	104 ℓ	100.00%

品 目	令和元年度末		令和7年度末	
	数量	備蓄率(%)	数量	備蓄率(%)
コードリール (20mドラム)	2 個	7.69%	13 個	50.00%
折畳式リヤカー	2 台	15.38%	2 台	15.38%
担架	0 台	0.00%	5 台	38.46%
投光器	2 器	7.69%	10 器	38.46%
車椅子	4 台	30.77%	5 台	38.46%
簡易スロープ	1 基	7.69%	5 基	38.46%
ラジオ (手回し充電)	16 個	41.03%	26 個	66.67%
トランシーバー	10 台	25.64%	10 台	25.64%
放射線量計	3 台	100.00%	3 台	100.00%
救急箱 (救急セット)	36 セット	85.71%	36 セット	85.71%
上腕式血圧計	5 個	38.46%	5 個	38.46%
ランタン	14 個	53.85%	26 個	100.00%
懐中電灯	15 個	57.69%	26 個	100.00%
カセットコンロ (1 口)	6 個	23.08%	26 個	100.00%
I Hコンロ (1 口)	4 台	30.77%	13 台	100.00%

品 目	令和元年度末		令和7年度末	
	数量	備蓄率(%)	数量	備蓄率(%)
カセットガスボンベ (250g/缶)	30 缶	28.85%	104 缶	100.00%
電気ポット (3ℓ)	4 個	30.77%	13 個	100.00%
ハンドマイク	9 個	69.23%	9 個	69.23%
水中ポンプ	1 台	33.33%	3 台	100.00%
オイル吸着マット (100 枚入/箱)	3 箱	60.00%	3 箱	60.00%
やかん (2ℓ)	5 個	38.46%	5 個	38.46%
土のう袋	650 袋	130.00%	500 袋	100.00%
給水袋 (10ℓ用)	2,000 袋	105.37%	2,000 袋	105.37%
非接触型体温計	30 個	35.71%	42 個	50.00%
災害救助工具	0 式	0.00%	1 式	100.00%

エ その他備蓄品

本計画では、主に避難所生活を行う上で最低限必要と考えられる備蓄品目を選定しているが、避難者等のニーズは多種多様であり、必ずしも十分なものとはなっていない。

このため、備蓄品目については適宜検討することとし、様々な災害に備えて適切な備蓄に努めるものとする。

第6章 備蓄物資配備計画

6-1 基本的な考え方

町では、平成24年度に本計画策定後、備蓄物資を集中的配置から分散備蓄配置を基本として配備している。

これは、東日本大震災の教訓を踏まえ、避難者に対して迅速に備蓄品を提供し、かつ災害時の物資輸送の省力化を図るという観点からである。

このため、これまで広域避難所に指定している小中学校を分散備蓄拠点（※16）とし、旧町村地域を単位として1個所以上の施設を地域備蓄拠点（※17）として備蓄物資を分散配置してきた。

しかしながら、小中学校の統廃合や公共施設の廃止・解体に伴い、分散備蓄拠点を見直し、地域備蓄拠点を廃止するほか、新たに各備蓄の目的に沿った備蓄専用の集中備蓄拠点（※18）を整備する。

※16 分散備蓄拠点

災害時に備蓄物資支給者に対し、速やかに必要不可欠な物資を支給できるように町立小中学校の空きスペースを利用して学校備蓄を行う。

※17 地域備蓄拠点

地域にある公共施設等を活用し、避難者の多い避難所へ物資の補充を図るための施設。（廃止）

※18 集中備蓄拠点

備蓄量の増加を考慮し、避難者の多い避難所へ物資の補充を図るため、天坂地内に「能登町防災備蓄倉庫」を設置する。

また、救援物資等の一時保管場所としても使用する。

(1) 集中備蓄拠点

備蓄倉庫名	所在地
能登町防災備蓄倉庫	能登町字天坂い部65番地

(2) 分散備蓄拠点

備蓄倉庫名	所在地
町立宇出津小学校	能登町字宇出津ム字1番地
町立能都中学校	能登町字藤波14字35番地

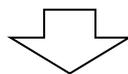
備蓄倉庫名	所在地
町立鵜川小学校	能登町字鵜川 2 5 字 2 8 番地
町立柳田小学校	能登町字柳田礼部 1 0 0 2 番 1 地
町立柳田中学校	能登町字柳田礼部 3 番地
町立松波小学校	能登町字松波 1 5 字 8 0 番地
町立松波中学校	能登町字松波 1 6 字 2 6 番地
町立小木小学校	能登町字小木 4 字 1 6 番地
町立小木中学校	能登町字小木 1 丁目 1 番地 1

6-2 備蓄物資配備計画

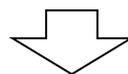
(1) 備蓄物資配分の考え方

備蓄物資は、以下の考え方に基づき、前述の備蓄倉庫に備蓄する。「表 4」のとおりとする。

ア. 総備蓄数量（町全体の備蓄数）の $1/2$ を集中備蓄拠点に配備する。



イ. 残りの $1/2$ の備蓄量を「地区人口構成比」を乗じて地区配分する。



ウ. 地区配分された備蓄量は分散備蓄拠点の各備蓄倉庫に配分する。
地区内に分散備蓄倉庫が複数ある場合は、その施設数で等分する。

表 4 能登町の津波被害予想（総備蓄数量をAとする）

地域区分	地区区分	①地区人口 (人)	②地区人口 構成比 (%)	③地区配分量 (%)	備蓄倉庫 (配分量)
能登町	全地区	16,541	100	$A \times 1/2$	能登町防災備蓄倉庫 (③)
旧能都町	宇出津、高倉、 神野、三波の一部 (辺田の浜・ 柳倉)	5,705	34	$A \times 34\% \times 1/2$	町立宇出津小学校 (③ $\times 1/2$) 町立能都中学校 (③ $\times 1/2$)
	鶺川、瑞穂、宮 地、三波の一部 (間島・波並・矢 波・猪平)	2,178	13	$A \times 13\% \times 1/2$	町立鶺川小学校 (③)
旧柳田村	柳田、小間生、 上町、岩井戸	3,066	19	$A \times 19\% \times 1/2$	町立柳田小学校 (③ $\times 1/2$)
					町立柳田中学校 (③ $\times 1/2$)
旧内浦町	松波、不動寺、 秋吉、白丸	3,407	21	$A \times 21\% \times 1/2$	町立松波小学校 (③ $\times 1/2$)
					町立松波中学校 (③ $\times 1/2$)
	小木	2,185	13	$A \times 13\% \times 1/2$	町立小木小学校 (③ $\times 1/2$) 町立小木中学校 (③ $\times 1/2$)

地区人口：令和2年12月1日時点の能登町年齢別人口統計表

(2) 備蓄物資配備計画

各備蓄倉庫における計画備蓄数量は全述の考え方にに基づき配分し、詳細については「能登町防災備蓄品一覧表」のとおりとする。

第7章 備蓄物資購入計画

備蓄物資の購入については、年度によって偏ることがないように、計画的に購入する。

食糧及び飲料水については、品目ごとに保存年限が異なるが、循環備蓄を基本とし保存可能年数の1年以上に相当する量を毎年購入する。充足していない生活必需品、資機材等については、順次整備していく。

能登町防災備蓄計画

平成 24 年 8 月 策定

令和 3 年 3 月 改定

発行：能登町

編集：能登町総務課危機管理室

〒927-0492 能登町字宇出津卜字 50 番地 1

電話：0768-62-8533（直通）